



第5検察審査会

平成25年(申立)第11号審査事件

上申書



平成26年(2014年)6月27日

東京第5検察審査会御中

申立人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

目次

第1	古川元晴氏による注目すべき見解の公表と大飯原発訴訟差し止め判決	2
1	古川元晴「なぜ日本では大事故が裁かれないのか」	2
2	5.21福井地裁大飯原発差止判決の衝撃	3
第2	古川氏の問題意識	3
第3	過去の裁判例の検討一二つに分かれる過失に関する司法判断一	4
第4	裁判例の判断の分かれ目は?	6
1	過失犯における予見義務、結果回避義務とその根拠	6
2	根拠は法と慣習と条理	6
3	「具体的予見可能性説」と「危惧感説」	7

4	判断の分かれ目は求められる予測のレベルの違い .....	8
5	過失犯処罰のふたつの役割 .....	10
6	最高裁は事案ごとに条理にもとづいて柔軟な判断を示している .....	11
第 5	福島原発事故に関する東京電力関係者の責任について .....	12
第 6	大飯原発差止福井地裁判決と刑事責任 .....	14
1	大飯原発訴訟判決について論ずる意義 .....	14
2	判決の概要 .....	15
3	福井地裁大飯原発再稼働差止判決が本件申立事件に及ぼす影響 .....	17
第 7	「リスク社会」でどうリスクを管理すべきか .....	19
1	「安全基準」の本質は予測と想定の水準の設定である .....	19
2	再び原発事故を繰り返させないための刑事責任の判断のあり方 .....	20
3	福井地裁判決が認定した大飯原発の安全性の程度 .....	22
第 8	結論 .....	22

## 第 1 古川元晴氏による注目すべき見解の公表と大飯原発訴訟差し止め判決

### 1 古川元晴「なぜ日本では大事故が裁かれないのか」

福島原発事故に関する検察官による不起訴処分を元検察官である法律家が厳しく理論的に批判した文献が公表された。岩波書店が発行する雑誌『世界』の2014年6月号に掲載された古川元晴氏による「なぜ日本では大事故が裁かれないのか」がそれである（甲1号証）。

古川氏は、1942年生まれで、検察官、法務省刑事局総務課長、官房総務審議官、内閣法制局参事官、司法研修所上席教官、京都地方検察庁検事正などを歴任し、現在は弁護士をされるかたわら、「法の支配」実務研究会代表をされている。その経歴からもわかるように、刑事事件の捜査と、法令の解釈を職務とされてきた方である。同氏の

見解は、検察審査会において本件不起訴処分の適否について判断を行うに当たって、十分に参考とされるべきである。

## 2 5. 2 1 福井地裁大飯原発差止判決の衝撃

これに引き続いて、原発の運転差し止めをめぐる訴訟で、3. 1 1 後でははじめての判決が5月21日に、福井地裁で言い渡された。原発事故後、唯一再稼働された実績を持つ大飯原発をめぐる訴訟であり、注目されていたが、「大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」と明確な判決となった（甲2号証 判決要旨）。

この判決は、これまで原発の安全性について行政の判断に任せて自身の判断を回避してきた司法が、福島原発事故という悲惨な被害を受け、目を見開いて真剣に向き合った判決だといえる。この判決は将来の原発の再稼働を認めるべきかどうかについて争われた事件であるが、既に発生した原発事故の刑事責任について考える上でも、極めて示唆に富む内容となっている。この点は、以下の第6で説明する。

## 第2 古川氏の問題意識

まず、古川氏は問題意識を次のように説明している。

「なぜ日本では、大事故を起こした責任者の責任が問われないのであろうか。

3・11の原発事故は、現在に至るもなお多大な被害を及ぼし続けている。国会に設置された事故調査委員会は、その報告書の前文において、「この事故が『人災』であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった」と断定した。

にもかかわらず、現在に至るも誰も政治上・行政上の責任を問われ

ない状況が続いている。2013年9月9日には、東京地方検察庁がそれを追認するかのように、業務上過失致死傷罪（過失犯）等による告訴・告発を、今まで起きたことのない不確かな危険（未知の危険）まで想定すべき義務はないとして、不起訴処分（嫌疑不十分）に付した。

被害者の方々からは、「これが法治国家の姿なのか」という悲痛な声も聞かれる。しかも、このようなことは原発事故だけではない。他の大事故でも同様に、責任者の罪が裁かれていないケースが多く存在するのである。

国民の生命・身体の安全は基本的人権（生存権）に関わる事柄であり、法律によって確実に守られなければならないはずであるが、国民、つまり社会が要請する安全と法律が守ろうとする安全との乖離が生じているのではないだろうか。

そこで、本稿では、法律実務家の視点から、このたびの原発事故の責任問題を中心に、大事故の法的責任をどう問うことが社会の要請にかなうのかを考察する。

日本ではこれまで様々な 大事故が起きているが、その中には責任を問われたものもあれば、そうでないものもある。以下、まず裁判例を見てみよう。」

### 第3 過去の裁判例の検討一二つに分かれる過失に関する司法判断一

続いて、古川氏は、「JR西日本の尼崎脱線事故（2005年4月25日発生）」「明石花火大会歩道橋事故（2001年7月21日発生）」「森永ドライミルク事故（1955年夏ごろ発生）」「カネミ油症事故（1968年発生）」の四つの裁判例について、具体的な事例と判決結果を紹介し、それぞれの結果の理由を次のように説明している。事例

と判決結果の紹介部分は省略する。

「尼崎脱線事故における無罪判決の根拠は、過去に起きたことのない事故であり、その発生を事前に確実に予測できなかつたということである。」

明石市の歩道橋事故も、過去に起きたことのない事故とされたが、有罪になった者については、事故発生現場において現場の状況を把握でき、事故発生直前の段階ではその発生を確実に予測できたとされた。無罪になった警察署幹部は、現場ではなく所轄警察署本部で指揮をしていて現場の状況が正確に把握できなかつたうえ、事前の計画段階では事故の発生を確実に予測することはできなかつたとされた。」

これに対して、「森永ドライミルク事故およびカネミ油症事故も過去に起きたことのない事故であったが、責任者が有罪とされたのは、いずれも食品製造業者の食品事故であり、業務の性質として「食品の安全を消費者に保証する立場にあった」ので、万が一にも安全性が保証されていない工業製品が混入することのないように「最善の回避措置を講じるべき義務」があったとされたためである。そして、それぞれの事故の発生が実際に危惧される状況が存在していたと評価された。」

このような判断の分岐を確認した上で、古川氏は、「これらの事故への判決は、いずれも過去に起きたことのない事故であると判断している点では共通しているが、有罪にすべきかどうかという点ではまったく異なった判断がなされている。なぜ、このように判断が分かれたのか。」と問題を設定する。

#### 第4 裁判例の判断の分かれ目は？

##### 1 過失犯における予見義務、結果回避義務とその根拠

続いて、古川氏は、このように結果が分かれた理由を明らかにしていく。

「これらの事故は、いかに結果として重大な被害がもたらされているといっても、故意に犯されたものではなく、業務上必要な注意を怠ったという過失によって起きたものである。

刑法には業務上過失致死傷罪（211条1項）という規定があり、危険を伴う業務を行う者に対しては、「業務上の注意義務」を課し、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた」場合には処罰すると規定しているが、そこでいう「業務上必要な注意」とは具体的にどのような内容のものなのか、この規定だけでは抽象的でよく分からない。

過失犯の成立要件について、すでに確立している解釈によると以下の通りである。

過失犯が成立するためには、①結果発生についての予見可能性とその予見義務、および②結果回避の可能性と回避義務、が認められる必要があることには争いがない。そして、まずは結果発生の予見可能性と結果回避の可能性が認められなければ刑事責任が問えないことは常識的に当然のことであろう。」

##### 2 根拠は法と慣習と条理

「問題は、そのように予見と回避が可能であるとしても、どのような場合にそれを予見し回避すべき義務があるとまでいえるかである。

法的に義務を課す以上は当然その法的な根拠がなければならないが、この点について最高裁判例（1962年12月28日第二小法廷決定）は、「①その業務の性質に照らし危害を防止するため、②法律上・慣

習上若しくは条理上必要なる一切の注意をなすべき義務を負担するものであって、③法令上明文のない場合といえどもこの義務を免れるものでないと解すべきである」と判示している。

要するに、根拠はまず法律、次に慣習（法律を補充）、そしてさらには条理（法律、慣習を補充）であって、最終的には「業務の性質」に照らし危害を防止するという目的に沿って、条理に基づいて判断することである。

ここでいう「条理」とは、国語的には「物事の道理、すじみち」（『広辞苑』）ということであるが、これも要するに「一般の常識」ということであろう。個々人の価値観や立場は異なっても、それを超えて社会一般に普遍的に通用する常識ということであるから、当然に普遍的なことを内容としていることになる。

「一般の常識」などという曖昧なもののように思われるが、たとえば原発のような科学技術装置や地震・津波のような難解な地震学等の理論も、それぞれの専門家がきちんと平易に一般人にも分かるよう明瞭化しさえすれば、「一般の常識」で十分に普遍的な判断ができるものである。また、それが可能であるからこそ国民主権が成り立っている。」

原発の大事故は大きな被害をもたらすから、そのような事故は絶対に起こしてはならない事故であるという認識こそが、条理であり、常識であると信ずるものである。

### 3 「具体的予見可能性説」と「危惧感説」

「過失犯の規定の解釈については、二つの考え方（学説）が存在している。一つは「具体的予見可能性説」であり、もう一つは「危惧感説」と呼ばれる説である。

具体的予見可能性説は、事故発生の危険を具体的に予測できること（具体的予見可能性）が必要であるとする説である。そして、具体的に予測できるといえるためには、過去に同種の事故が実際に起きたことがあり、事故の発生が確実に予測できるものでなければならぬとする。したがって、そのように確実な予測ができない事故はいかなる大事故であっても罪には問えないこととなる。

一方の危惧感説は、その業務が持つ危険性などの性質によっては、より高度の安全義務が課され、起きたことのない不確かな危険（未知の危険）であっても、起き得ることが合理的・科学的に危惧される危険については予測すべきであるとする説である。重大な危険性を有するものなど、業務の性質等によっては「想定外」では済まされず、「万が一にも事故を起こさないよう最善の回避措置を講じる」という安全義務が課される場合があるとする説である。」

#### 4 判断の分かれ目は求められる予測のレベルの違い

「先に挙げた四つの事例で言えば、尼崎の脱線事故と明石市の歩道橋事故で責任が問われずに無罪とされたのは、具体的予見可能性説によって、予測すべき範囲が確実なものに限定されたことにより、一方、森永ドライミルク事故とカネミ油症事故で責任が問われて有罪とされたのは、危惧感説によって判断されたためであるといえよう。」

「社会通念としては危惧感説が一般常識に沿っているように思われるかもしれないが、現在、検察や裁判の実務は、ほとんどが具体的予見可能性説に依っている。その結果、大事故であっても事前に確実に予測できない事故である場合は、責任者は検察において不起訴とされてしまい、起訴された場合でも裁判において罪に問われずに終わってしまう。社会が要請する安全と法律が守ろうとする安全との間に、少

ながらず乖離が生じているように思われる。」

「しかし、現在では、検察官による不起訴処分については、検察審査会が二度の起訴相当の議決をすれば強制的に起訴されることとなっている。検察審査会の審査員は一般市民であり、その議決は社会の要請をある程度反映したものといえよう。実際、前述の尼崎脱線事故では歴代三社長が、明石市の歩道橋事故においても所轄警察署の副署長が、これにより強制起訴された。しかし、裁判ではいずれも具体的予見可能性説に依って無罪とされていることは既述のとおりである。」

「罪を犯したとして人を処罰するためには、その罪の成立要件が明確でなければならない。このことは条理から導かれる当然の要請である。刑事司法への信頼はこの要請に応えることによって維持されるのであるから、確実に守られなくてはならない。具体的予見可能性説が、事故が起きることの予見可能性について、過去に起きたことがあって確実に予測できるものに限るべきであるとするのも、その要請に基づくものであることは言うまでもない。

しかし、一方で、成立要件が明確かつ厳格であればあるほど望ましいということになると、過失犯の成立範囲はどこまでも縮小してしまう。「具体的な予見可能性」の「具体」性も、実際には解釈に相当の幅がある概念であるのに、前述の尼崎の脱線事故や明石市の歩道橋事故の判決では、JR函館線でまったく類似の脱線事故がすでに発生していたことも、同じ歩道橋上でまったく同様の雑踏事故が半年前に発生寸前であったことも、確実な予測の根拠としては不十分であると切り捨ててしまうほどに、具体性の範囲を極限と言えるほどに縮小して解釈している。それではかえって「条理=一般の常識」に反してしまうのではないかということが、当然に問われよう。」

## 5 過失犯処罰の二つの役割

「そこで想起しなければならないのは、刑法が過失犯を処罰することとしていることには、二つの役割があるということである。

第一の役割は、業務上の注意義務として、どこまで安全対策をとるべき義務があるのかということを明らかにして、法律上の「安全基準」を定める役割である。

第二の役割は、それに違反した場合に処罰し得ることとする役割である。

この二つの役割の相互関係は、第一の安全基準を定める役割が基本的役割であり、第二の処罰の役割は、第一の役割を守るためにあると考えるべきであろう。処罰のために安全基準があるのではないのである。処罰の役割においては、過失犯の成立要件が明確であることが要請されるのは当然であるが、その要請をかなえたうえでの、第一の安全基準を定める役割は、社会が要請する安全にかなえばかなうほど望ましいことは言うまでもないであろう。」

「そこでまた想起しなければならないのは、事故を予見し回避すべき義務は、予見可能性からだけではなく、回避義務それ自体からも導き出されているということが、「条理=一般の常識」からも明らかであるということである。

危険業務の中には、「具体的な予見可能性がなければ事故が起きても仕方がない」では済まされず、「万が一にも事故を起こさないように最善の回避措置を講じる」ということで社会的に容認されている業務が存在していることは明らかである。その場合、具体的で確実に予測できることだけを想定しているのでは到底その義務に応えられず、不確かな「未知の危険」であっても、できる限り社会の要請にかなうように想定をすべきことも明らかであろう。」

まさに、原発の設置運転は、事故による被害の取り返しがつかないことからも、「万が一にも事故を起こさないように最善の回避措置を講じる」ということで社会的に容認されている業務であるといえるであろう。

「先に紹介した危惧感説は、具体的予見可能性説とは逆に、結果回避義務を中心に据え、危険業務に従事する者に対し、その危険業務の性質（有用性や危険性の程度）等に応じて、不確かな「未知の危険」をも含めてどの程度の危険までをも予測すべきこととするのが社会的要請にかなうかを考えている。そして、「条理＝一般の常識」に基づいて、①高度の安全義務を課されている業務であること、および②誰にでも「一般の常識」で理解できる合理的・科学的な根拠のある「未知の危険」であること、という要件を設け、刑罰の成立要件の明確性の要請に応えている。そして、実際、この考え方によつて、森永ドライミルク事故やカネミ油症事故では判決が下されている。」

まさに原発は高度の安全義務を課されている業務である。であるからこそ、「一般の常識」で理解できる合理的・科学的な根拠のある「未知の危険」である、大規模な地震や津波への対応が求められていたといえる。

## 6 最高裁は事案ごとに条理にもとづいて柔軟な判断を示している

古川氏は、最高裁判例も子細に検討すれば、ケースバイケースの柔軟な判断を行ってきたことを指摘している。

「最高裁判例を見てみると、当然のことながら両説のいずれが相当でいずれが相当でないかというような画一的・形式的な判断の仕方はしておらず、事案ごとに条理に基づいて柔軟に過失犯の成否を判断しているといえる。

たとえば森永ドライミルク事故の判決は危惧感説に依って過失犯の成立を認めたものであるが、その判断について最高裁判決は、「死傷の結果について予見可能性が不要だと判示しているのではなく……単に第二磷酸ソーダーという注文によっては、右砒素含有率の高い薬品がまぎれ込む危険の予見可能性があることを判示したもの」として、不確実な危険についての予見可能性を認めた判断を容認している。

また、弥彦神社参拝事故（死亡者 124 名）についての最高裁判例は、前年に生じた雑踏状況等を根拠に事前の計画段階からその発生を予測することは「一般の常識」として可能であったと認定している。この決定のように「一般の常識」によって判断することとすれば、明石市花火大会歩道橋事故はもとより、尼崎ＪＲ脱線転覆事故についても、それぞれに存在していた重大な危険の兆候が「一般の常識」によつて適切に評価されることとなつたであろう。」

## 第 5 福島原発事故に関する東京電力関係者の責任について

以上のような考察を踏まえて、古川氏は福島原発事故に関する東京電力関係者の責任について次のように論ずる。

「以上の過失と処罰に対する見方から、あらためて福島第一原発事故の責任について考察してみたい。

被害者による告訴・告発事実は、国・東電の原発関係者は、大規模地震に起因する巨大津波によって過酷事故が発生するのを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠ったため、多数の住民を被ばくさせるとともに、現場作業員らに傷害を負わせ、さらに周辺病院から避難した入院患者らを死亡させた、というものである。

事故前における津波の予測としては、東電等が想定していた土木学会の予測（波高 5.7 メートル、以下「東電予測」という）と、政府

の専門機関である地震調査研究推進本部の地震予測に基づき東電が試算した予測（最高波高15.7メートル、以下「推本予測」という）とがあった。原発敷地は海拔10メートルであり、実際の津波は14～15メートルであったから、東電等が推本予測を想定していれば、事前に回避措置をとることができ、事故は回避できたといえるであろう。回避措置は、防潮堤のような高価な設備による必要はなく、非常用電源等を高台に設置しなおすなど、低コストで容易に実施できる措置もあったのである。しかし、東電等は、推本予測を不確実な「仮想的な数値」にすぎないとし、「想定外」として切り捨てていた。そして東京地検は、不確実な予測であることを理由に「想定外」としたのであるから刑事責任は問えないとして不起訴処分に付した。

しかし、原発の過酷事故は、いったん発生すれば人の生命、身体、健康、生活や環境等に甚大な放射能汚染による被害をもたらすものである。そのような原発業務の特別な危険性を考慮すれば、その発生防止のためには「万が一にも過酷事故を起こさないために人智を尽くして最善の努力をする」という最高度の注意義務が社会的に課せられていたということは、事故前から東電等をはじめ誰もが当然のこととして認識していたことであり、社会も要請していたことである。現に国も原発事業者も、自ら「原発は多重防護で絶対に安全」等と当初から一貫して社会に宣言し、それに沿う市民教育や宣伝広報等も強力に推進してきたのである。また、そのような義務を社会から課されていたことが明らかだったからこそ東電等は、不確かな「未知の危険」を意図的に隠蔽して、いわゆる「安全神話」まで生み出したのであるから、このような義務が課されていたことを公然とは否定できないであろう。また、推本予測には科学的な根拠は十分に認められるのであり、その予測には最高値と最低値があるとしても、もともと地震・津波という

不確実性をともなう事象を対象としている予測なのであるから、最高値に相応の余裕を持たせた数値を想定すべきは当然であり、推本予測を想定して回避措置をとるべきであったといえる。国会事故調が今回の原発事故を「人災」と断定したのも、この見方によったからであろう。」

「しかし、現在の具体的予見可能性説は、原発業務の危険性がどれほど高くても、起きることが確実との予測でなければ想定する必要がないとする説であるから、今回の原発事故のような「人災」によって甚大な被害が起きていても裁けないこととなってしまうのである。

このような説によって今回の原発事故の刑事責任を判断することは相当ではなく、危惧感説に依って判断すべきであったというのが社会一般の常識に適う判断であることは明らかである。なぜ国や東電等の責任者が誰もその責任を問われないのか、なぜ司法が加害者である国や東電等にそこまで加担するのかと、被害者が無念の気持ちを抑えがたい状況にあるのも当然であろう。」

## 第6 大飯原発差止福井地裁判決と刑事责任

### 1 大飯原発訴訟判決について論ずる意義

大飯原発訴訟判決は、福島原発事故の被害を確認するところから出発している。

判決は、冒頭において、「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したので

あって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。」と認定している。この判決は福島原発事故の経験を司法がどのように総括するかという点において、この事故の刑事責任の有無を問う本申立と通底するテーマについて論じた判決である。未來の運転を認めるべきかどうかに関する民事訴訟である福井地裁判決は、過去に発生した事故の刑事責任について考える際にも非常に重要な示唆を含んでいるといえる。

## 2 判決の概要

判決の骨格は次のように理解される。まず、人の生命を基礎とする人格権について「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」と、もっとも重要な権利であることをはっきりと認め、この人格権を侵害するおそれのある原発の差し止めを請求できるのは当然であると認めている。

次に、原発に求められる安全性について、原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだと述べ、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」として、福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だと述べている。

従来、同種の訴訟では裁判所が、原発の運転にともなう安全確保という複雑で高度に専門的な問題については裁判所としての判断を避け、行政の裁量に委ねる傾向があったが、この点について判決は「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟において

は、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べている。

未来の原発運転を認めるかどうかについての、この判断は、現実に発生した事故の刑事責任を考えるときにも、ほとんどそのまま適用できる。

これに続いて判決は、裁判所が具体的危険性の有無を判断することは、「人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」としている。

原発事故は被害の大きさに鑑みて、そのような被害が万が一にも起きないように、安全審査は厳密に行なわれなければいけないということは、過去、伊方原発をめぐる行政訴訟の最高裁判決でも示されていた。今回の判決は、その部分は含んだうえで、民事差止訴訟においては、規制基準の適合性や規制委員会の審査の適否という観点ではなく、人格権と条理の観点から、具体的な危険性が万が一にもあるかどうかを裁判所として判断する立場をとった。伊方原発の最高裁判決では原発の運転の可否については専門家の判断を尊重しなければならないという論理を採用してたが、それを乗り越える論理として、民事訴訟の提訴の根拠である人格権と条理という原点に帰る考え方を示したのである。

最後に、これは報道などでも注目されたが、末尾の部分で、「被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わった

り、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている」と述べ、さらに「国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」と指摘している。

### 3 福井地裁大飯原発再稼働差止判決が本件申立事件に及ぼす影響

福島原発事故が起きた理由をたどっていくと、規制当局や電力事業者が、地震や津波などのさまざまな危険性について、確実に想定できることについてだけ備えておけばいいのだという「割り切り」をしてきたことが背景にあることがわかる。少しでも不確実な点が残っていれば、それを想定するのは「科学的」ではないとして切り捨てる。それをもって、むしろリスクを厳密に評価して対処しているのだというまちがった心理に陥る。そういう逆転した発想を制度化してきたこと、これが事故の淵源であり、不起訴に至った検察官の論理でもあるように思われる。

しかし、原発という類例のない危険性を持つ事業について、万が一にも事故が起きてはいけないということは、伊方原発最高裁判決でも指摘されていたことであり、誰が考えても当たり前の条理である。万が一にも事故を起こしてはならないのであるから、人類の叡智を尽くして安全性について考慮し対処していかなければ、そもそも運転は許されてはならない事業である。それに対して、他の一般的な事業のように、過去の同様の例から見て確実に予測できるリスクだけを想定していればよいという姿勢で原発の運転を許可してきたことが、根源的な

問題である。今回の福井地裁判決が、苛酷な被害をもたらすような原発事故を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」，差し止めが認められるとしたことは、当然であるとはいえ、やはり画期的である。

福井地裁判決では、どれほどの地震が大飯原発で起きうるかという基準地震動が大きな争点になった。そもそも、地震や津波などの自然現象について「確実」に予測することなど不可能である。それを確実な想定に絞って対処するとしてきた従来の発想は、そもそもの出発点として誤っていた。

判決は、この点について、「現に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまった理由については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である。これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない。本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされたにもかかわらず、被告の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。」と判示している。

まさに、この判決が述べていることが正当であり、想定が虚構のものであることを規制当局も電力会社も皆知っていたはずなのに、「専門家が厳密な検討を加えているのだから原発は絶対に安全だ」という安全神話を国民の間に流布してきたことが、福島原発事故の最大の原因である。そして、東京地検の不起訴決定は、この誤りを誤りとして認めず、今一度これに誤りを積み重ねたものにほかならず、次なる苛

酷事故を準備する論理となっている。

今後、この判決が行政機関である規制委員会の設けた規制基準に大きな影響を与えるであろう。

業務の危険性が大きくなればなるほど、高度の安全義務を課すべきであると、我々はこの申立の中で主張してきた。科学的に具体的な根拠があるて、一般の通常人であれば当然に理解できる危険性については、それを解消することが原発の運転の条件とすべきである。これは刑法の「行為者を非難しうる場合でなければ刑罰を科すことができない」という責任主義の原則から見ても、妥当であり、常識的な判断であるといえる。

## 第7 「リスク社会」でどうリスクを管理すべきか

### 1 「安全基準」の本質は予測と想定の水準の設定である

古川氏は、論文のまとめにおいて、「リスク社会」でどうリスクを管理すべきかについて、次のように説いている。

「現在、刑法学等の学界においては、ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックが1986年に著した「危険社会」で提起したリスク社会論に触発されるなどして、科学技術の発達や社会の進展により「不明確または未知の危険」が生じている現代社会において過失犯処罰の法理がどのような変容を迫られているのかが論じられている。リスク社会において必然的に発生する重大な「未知の危険」を、いかに管理するかが問題とされているということであろう。

リスク管理とは、どの程度までのリスク=危険を事前に予測・想定して回避措置を講じるべきかという問題にほかならない。事故の未然防止の観点からは、この予測・想定の水準をどこに設定するかが決定的な要因となる。この水準を低くすれば必然的に事故は多発し、高く

設定すれば必然的に事故は減少することとなる。

リスクを管理するために「安全基準」が設定されるが、その本質も、まさに予測と想定の水準の設定であり、その適・不適がリスク管理の命運を決定することとなる。

このような現代のリスク社会化に対し、すでに1960年代、当時東大教授であった故・藤木英雄氏が、時代の変化に対応する新しい刑事上の過失理論として提唱したのが危惧感説であった。今日の高度産業社会において科学技術は、その飛躍的な発達とともに事故などが起きた際の破壊力も飛躍的に増大しており、その科学技術の最先端の「危険発生のメカニズムが十分に解明されていない分野」で発生する災害事故について、その責任のあり方を考える場合には、「具体的に予見することが可能な危険に対してのみ責任を負えばよい」とする従来の具体的予見可能性説がそのままでは通用しなくなるのは当然であるとして提唱されたものである。この考え方方に立って原発の安全基準が整備され適用されていれば、今回の原発事故の発生は回避できたであろう。」

## 2 再び原発事故を繰り返させないための刑事責任の判断のあり方

以上の考察を踏まえ、古川氏は、再び原発事故を繰り返させないためにどのような考え方方に立つ必要があるのかについて、次のような結論を示している。

「以上の考察を踏まえれば、今回の原発事故の刑事責任については、具体的予見可能性説によって判断することは社会的要請にも条理にも反し相当ではなく、危惧感説によって判断することこそが条理にかない、社会の要請に応えられることは明らかであろう。

なお、原発が国策として推進されたということから、今回の事故へ

の対応も立法・行政の次元の問題であって、司法の問題ではないと指摘される場合がある。しかし、社会にはその時々の政策として多数決で決めてよい「政策的事項」と、多数決でも奪うことのできない憲法上の基本的人権という普遍的権利を守るために「普遍的事項」とがある。

刑事上の過失責任は「普遍的事項」である。そして、この「普遍的事項」に属する分野こそ、司法が立法・行政を監視し違憲立法審査権の発動も視野に入れてしっかり役割を果たすべき本質的な分野である。  
原発が国策として国の原子炉等規制法上の規制に則って推進されたことは事実であるが、その規制による安全が、「条理=一般の常識」により社会が要請する安全と大きく乖離していたことは、今回の原発事故の原因として厳しく責任を問われる事柄とはなっても、国策であることを理由に正当化しうる事柄とはなりえない。

原発事故後に新しく発足した原子力規制委員会は、原発事故を教訓として原発の安全に関する新たな規制基準を制定した。地震・津波についても従来よりも高い注意義務が課されていることであるが、実際に今回の原発事故の教訓がどこまで実現されているかについては問題点も種々指摘されており、今後ともたえず検証される必要があろう。文部科学省も、小学生と中学・高校生向けの学校副読本を改訂して原発事故に触れ、「事故発生の可能性を常に考え、安全確保に最善かつ最大限の努力を払うことが大前提」と述べるに至っている。

本来であれば、原発事故のような甚大な被害をもたらす危険業務に関しては、当初から「万が一にも事故を起こしてはならない」という観点からの立法上・行政上の措置が適切に採られるべきだったのである。

すでに一般国民が裁判員や検察審査会の審査員などとして刑事司法

に主体的に関与することとなり、「お任せ司法」から「自分たちの司法」への転換が進んでいる。社会が要請する安全と法律が守ろうとする安全との乖離は、今後ますます許されなくなるであろう。司法は、そのために果たすべき役割の重大性が一般国民から適切に認識されて、各界各層から信頼され期待される存在であり続けたいものである。」

### 3 福井地裁判決が認定した大飯原発の安全性の程度

前記の福井地裁判決は、その結論を導き出す過程において、「国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかという疑いが残るというにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。」と結論づけている。まさしく、3.11以前の福島第1原発の安全性もこのようなものであった。そして、このことは「地震という自然の前における人間の能力の限界」を謙虚に認めることができれば、福島原発事故以前にも容易に到達できた認識であった。

古川論文の論理が、民事訴訟と刑事訴訟という違いを乗り越えて、福井地裁の判決とほとんど共通の論理に立脚していることがわかる。このような考え方こそが、福島原発事故という悲劇を経験した日本の国の司法の立脚点とならなければならない。

## 第8 結論

以上のとおり、検察行政の中核を担ってきた法律家の条理に即した正義感によっても、本件の事実関係において、東京電力関係者の刑事責任を問うべきことが明らかになった。そして、5月21日に言い渡された大飯原発に関する福井地裁判決も、民事と刑事という違いを超

えて、我々が述べてきた論理を確認したものであった。申立人らは、検察審査会において、審査を求める被疑者を以下のとおり東京電力において原子力の安全性確保の業務を担当していた6人に限定した。

- (1) 勝俣恒久
- (2) 鼓紀男
- (3) 小森明生
- (4) 武藤栄
- (5) 武黒一郎
- (6) 榎本聰明

彼らは、津波と地震対策をとることなく原発の運転を継続すれば、大事故のおそれがあることを確実に予見していたし、防潮堤や電源の補強など結果回避のための多様な措置をとることができた。

検察審査会の委員の皆様には、古川論文と福井地裁判決に是非とも目を通してください、福島原発事故後の司法のあり方に一石を投げるような議決を出されるように切望する。

そして、6名について、起訴相当の議決を強く求めるものである。

以上